

○令和 6 年度税制改正大綱について

令和 5 年 12 月 14 日に、自由民主党、公明党より「令和 6 年度税制改正大綱」が公表されました。主な改正内容は下記のとおりでございます。

1. 【所得税・住民税】所得税・個人住民税の定額減税

令和 6 年 6 月以降支給される給与より、所得税は 3 万円、住民税は 1 万円税額が控除されます。所得要件（給与所得 2,000 万円以下）が設定される見込みです。また、個人事業主、年金収入がある方につきましては、控除の時期が異なります。

2. 【所得税・住民税】扶養控除の見直し

令和 8 年分より、児童手当支給拡充に伴い、16 歳～18 歳までの扶養親族に係る控除額が 38 万円から 25 万円（住民税控除額は 33 万円から 12 万円）に縮小される見込みになります。

3. 【所得税】生命保険料控除の拡充

23 歳未満の扶養親族がいる場合、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が現行の 4 万円から 6 万円に引き上げられます。実施時期は未定です。また、住民税の適用限度額につきましては未定になっております。

4. 【所得税】住宅ローン控除の拡充

子育て特例対象個人（夫婦のいずれかが 40 歳未満又は 19 歳未満の扶養親族を有する者）が、認定住宅等を新築して令和 6 年中に入居した場合は、対象借入金限度額が 500 万円または 1,000 万円上乗せになります。なお、一般住宅を新築した場合は、控除額は 0 円になります。

5. 【法人税】賃上げ促進税制（中小企業向け）

令和 7 年 3 月決算より、賃上げを行った場合に計算される税額控除額について、5 年間繰越が可能になりました。（現状は繰越不可になります。）これまでは、欠損法人（赤字法人）には効果が無い制度でしたが、繰越可能になることにより、欠損法人（赤字法人）にもメリットがある制度に強化されます。

6. 【法人税】交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

令和 7 年 3 月決算より、交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、現行の 1 人当たり 5,000 円以下から 10,000 円以下に引き上げられます。

以上